

**「発熱患者の外来診療・検査体制確保事業」の活用に係る
補助金交付までの流れ**

- 1. 「発熱者等診療・検査医療機関」の登録申請** ※今回の通知による依頼分
北海道において指定する「発熱者等診療・検査医療機関」への登録申請をお願いいたします。(関係書類の提出先は札幌市となります。)

第1回 提出期限	第2回 提出期限
令和2年9月28日(月)	令和2年10月14日(水)



2. 「発熱等診療・検査医療機関」の指定通知

1の申請に基づき、北海道が「発熱等診療・検査医療機関」を指定します。
指定された医療機関については、「発熱者等診療・検査医療機関指定書」を交付します。

第1回 指定予定日※	第2回 指定予定日※
令和2年10月2日(金)頃	令和2年10月22日(木)頃

※上記1の各提出期限までに申請のあった施設を指定



3. 「発熱患者の外来診療・検査体制確保事業(国事業)」の交付申請

「発熱等診療・検査医療機関」として指定を受けた医療機関において、国の支援事業への交付申請※を行ってください。(厚生労働省の窓口あて直接申請していただきます。)

第1回 提出期限	第2回 提出期限
令和2年10月12日(月)	令和2年10月30日(金)

※ 国への交付申請手続きにかかる詳細は、指定通知後に、別途、お知らせいたします。